

災害発生時における物資の輸送及び集配拠点等の 運営の協力に関する協定を締結

1 目 的

尼崎市は、令和 6 年能登半島地震発生時に物資の輸送手段の不足等により物資集積拠点から各避難所への物資が届けられなかったことを教訓として、この度「災害発生時における物資の輸送及び集配拠点等の運営の協力に関する協定」を締結します。

2 協定相手方

福山通運株式会社阪神支店（尼崎市西長洲町 3 丁目 2 番 33 号）

3 協定締結式

日時：令和 7 年 10 月 6 日（月）午前 11 時 30 分～正午
場所：尼崎市役所 南館 2 階 市長室

4 協定内容

- (1) 同社の物流施設を集配拠点等として開設すること
- (2) 物資の荷下ろし、仕分け、積込み、物資の一時保管、配送等
- (3) (2)に必要な人員または資機材の貸与
- (4) 物資の輸送管理等に関する助言、指導等
- (5) 尼崎市内の備蓄拠点、集配拠点等から避難所等への物資輸送
- (6) 避難所等から物資を在宅避難者等への配送

5 協定書

別紙のとおり

以 上



福山通運株式会社阪神支店

災害発生時における物資の輸送及び集配拠点等の運営の協力に関する協定書

尼崎市（以下「甲」という。）と福山通運株式会社阪神支店（以下「乙」という。）は、災害発生時における物資の輸送及び集配拠点等の運営の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地や避難所等に供給するために必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 災害発生時 尼崎市内で災害が発生し、若しくは尼崎市外の地域で災害が発生し、又は災害が発生するおそれが生じたときをいう。
- (3) 集配拠点等 災害発生時に必要な物資を被災地や避難所等に供給するため、甲と乙が協力して運営する施設で、物資の荷卸し、仕分け、積み込み、物資の一時保管、配送等を一括して行う機能（以下「荷捌き機能」という。）を備えたものをいう。
- (4) 避難所等 避難所その他災害の被災者の救済につながる場所で甲が指定するものをいう。
- (5) 備蓄拠点 尼崎市内で防災に関する物資及び資材を備蓄している施設をいう。
- (6) 在宅避難者等 災害で被災した者で、災害発生時に居住していた住宅その他当該住宅の周辺の空地等で生活する者をいう。

（協力の内容）

第3条 この協定において、甲が乙に要請する協力の内容は次のとおりとする。

- (1) 乙が保有する物流施設を集配拠点等として開設すること。
- (2) 甲が保有する施設を集配拠点等として開設する場合において、荷捌き機能の実施に必要な人員を派遣し、これに必要な資機材を甲に貸与すること。
- (3) 集配拠点等を甲と連携して運営すること。
- (4) 災害発生時に甲が設置する救援物資対策チームへ人員を派遣し、物資の輸送管理等に関する助言、指導等を行うこと。
- (5) 尼崎市内の備蓄拠点、集配拠点等から避難所等へ物資を輸送すること。
- (6) 避難所等から物資を在宅避難者等へ配送すること。

(協力の要請)

- 第4条 甲は、乙に前条に定める協力を要請するときは、乙に要請書（様式第1号）を提出することにより行うものとする。ただし、要請書を提出する時間的余裕がないことが明らかであるときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。
- 2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた時は、可能な限りその実施に努めるものとする。ただし、乙が被災状況等により協力が困難と判断した場合は、この限りでない。
- 3 乙は、甲から第1項の規定による要請を受け、前項の規定により対応した場合は、その内容を報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告する時間的余裕がないことが明らかであるときは、口頭で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(費用負担)

- 第5条 前条第1項の規定による協力の要請に基づき乙が実施した業務に係る費用については、災害発生時の直前の適正価格を基準として、甲、乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。（この場合において、必要がある場合は、甲、乙協議の上、適正価格の算定について別に覚書を取り交わすものとする。）
- 2 甲は、乙から前項の規定により決定した費用の適法な請求があった時は、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(連絡責任者の選任)

- 第6条 甲及び乙は、この協定に基づく甲に対する乙の支援が円滑に行われるよう、あらかじめ連絡責任者を定めるものとする。

(損害補償)

- 第7条 この協定に定める業務の実施により第三者に損害を与えた場合（民法第709条に規定する要件を満たす場合に限る。）には、その損害の帰責事由のある者が損害賠償責任を負うものとし、帰責事由を負う者が不明な場合は、甲、乙協議の上、その第三者への賠償に係る事務を行う者を決定した上で、対処するものとする。
- 2 甲、乙のそれぞれに属する人員に損害が発生した場合の補償については、甲、乙それぞれの補償に係る規程に基づき補償を行うものとする。

(第三者への業務の委託)

- 第8条 乙は、この協定に定める業務の全部又は一部を第三者に委託することができる。この場合において、乙は、委託先の行為について自らが当該業務を遂行した場合と同様の責任を負うものとする。

(防災訓練等への参加)

第 9 条 乙は、その業務に支障のない限り、甲の主催する防災訓練及び会議への参加に努めるものとする。

(秘密の保持)

第 10 条 甲及び乙は、この協定に基づく業務により知り得た情報（以下「秘密情報」という。）を第 1 条に掲げる目的以外の目的で使用してはならない。また、秘密情報を相手方の事前の承諾を得ずに第三者に開示又は漏洩してはならない。

(有効期間)

第 11 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。
ただし、協定期間満了 1 か月前までに甲又は乙のいずれかから解消又は変更の申出がないときは、有効期間を 1 年間更新するものとし、その後においても、同様とする。

(定めのない事項等の処理)

第 12 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲、乙協議の上処理するものとする。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙押印の上、各 1 通を保有する。

令和 7 年 10 月 6 日

尼崎市東七松町 1 丁目 23 番 1 号

甲 尼崎市

代表者 尼崎市長 松 本 眞

尼崎市西長洲町 3 丁目 2 番 33 号

乙 福山通運株式会社阪神支店

支店長 木 村 智 介

様式第 1 号（第 3 条第 1 項関係）

第 号
令和 年 月 日

物資の輸送等に係る協力要請書

様

（要請者）

尼崎市災害対策本部長（尼崎市長）

「災害発生時における物資の輸送及び集配拠点等の運営の協力に関する協定書」に基づき要請します。

- 1 協力の内容
- 2 災害の状況
- 3 協力を必要とする理由
- 4 協力を必要とする期間

年 月 日 ～ 年 月 日

- 5 担当者の氏名及び連絡先
- 6 その他必要な事項

尼崎市災害対策本部
所属班
担当者
電話番号

様式第2号（第4条第3項関係）

令和 年 月 日

物資の輸送等に係る協力報告書

年 月 日付 第 号の物資の輸送等に係る協力要請書により次のとおり協力したことを報告します。

1 協力の内容

2 協力を実施した期間

年 月 日 ～ 年 月 日

3 担当者の氏名及び連絡先

4 その他必要な事項